「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「ネットで免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として格安で売り出されるという広告を見つけ、通販サイトにアクセスした。１００万円以上もする腕時計が約３万円になっており、大手百貨店なので信用して注文した。その後、商品は代引引換で届き宅配業者に代金を支払い受け取ったが、腕時計は動かず、偽物だと分かった。」

・百貨店が高級ブランド品を８０～９０％オフなどの大幅割引で販売することは通常なく、偽サイトの可能性があります。価格に惑わされず、怪しいサイトはアクセスしないことが大切です。

・百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思い込まず、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。

・代引交換で支払って商品を受け取ると、後で偽物と分かっても返金は困難です。支払い方法が代引交換のみの通販サイトには注意が必要です。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓